

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
（県例規集登載）

産業企画課

○ 指定居宅サービス事業者の指定

指導監査室

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
○ ” ” ”
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

経営支援課
耕地課
建築指導課

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表
○ 政治団体の代表者等の異動
○ 政治団体の解散
○ 資金管理団体の名称等の公表

選挙管理委員会

【教育委員会】

○ 岡山県文化財保護条例に基づく岡山県指

教育委員会

目次

担当課（室）

【公安委員会】

定重要無形文化財の保持者の認定の解除
○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施
○ ” ”

生活安全企画課

【労働委員会】

○ 岡山県労働委員会あっせん員候補者

労働委員会

◎岡山県告示第三百七号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十九年分の補助金から適用する。

平成三十年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表産業労働部の部自動車関連中小企業新分野進出支援事業費補助金の項の次に次のように加える。

岡山県人材確保支援補助金	県内事業所の経営体質の強化	知事が別に定める要件に該当する事業主	プロフェッショナル人材及びエキスパート人材の雇用に必要な経費	補助対象経費の二分の一以内。ただし、一事業主当たり百万円を限度とする。
--------------	---------------	--------------------	--------------------------------	-------------------------------------

表産業労働部の部岡山県拠点工場化等投資促進補助金の項の次に次のように加える。

岡山県大型投資・拠点化促進補助金	県内への企業の立地の推進	工場等に係る固定資産へ投資する等	認定工場等に係る固定資産への投資に必要な経費	知事が別に定めた方法で算出した額以内
------------------	--------------	------------------	------------------------	--------------------

表産業労働部の部岡山バイオマス地域イノベーション創出支援補助金の項の次に次のように加える。

岡山セルロー	木質バイオマ	県内に	セルロースナノフ	補助対象経費の五
--------	--------	-----	----------	----------

スナノファイ パートライア ル支援補助金	ス産業の育成	主たる 業務 所、工 場又は 研究施 設を有 する企 業	アイバーの実用化 に向けた試行に必 要な経費	分の四以内。ただ し、五十万円を限 度とする。
----------------------------	--------	---	------------------------------	-------------------------------

表産業労働部の部循環型社会形成推進モデル事業技術開発事業費等補助金の項の次に
次のように加える。

エコプロダク ツ製品化支援 事業費補助金	中小企業者の 競争力の強化 及び循環型社 会の形成の促 進	県内の 中小企 業者又 は中小 企業者 の団体	1 循環資源を原 料とした競争力 がある新製品の 開発に係る事業 化可能性調査及 び検証のために 必要な経費 2 循環資源を原 料とした競争力 がある新製品の 開発に係る実用 化研究のために 必要な経費	補助対象経費の二 分の一（指定循環 資源を原料とする 場合にあつては三 分の二）以内。た だし、1 について は百万円、2 につ いては三百万円を 限度とする。
----------------------------	---	--	---	--

表産業労働部の部きらめき岡山創成ファンド支援事業補助金の項の次に次のように加
える。

新技術・新製	県内中小企業	公益財	新技術及び新製品	補助対象経費の十
--------	--------	-----	----------	----------

品研究開発支 援事業費補助 金	者の新技術及 び新製品の実 用化に向けた 研究開発の促 進	団法人 岡山県 産業振 興財団	の研究開発を助成 するためのファン ドを造成する事業	分の十以内
-----------------------	---	--------------------------	----------------------------------	-------

表産業労働部の部岡山デニム世界進出支援事業補助金の項の次に次のように加える。

地域中小企業 外国出願支援 等事務事業費 補助金	県内の中小企 業等による外 国での戦略的 な産業財産権 の取得に向け た外国出願の 促進	公益財 団法人 岡山県 産業振 興財団	外国出願補助金の 活用相談、申請受 付事務等を行う事 業に要する経費	補助対象経費の十 分の十以内。ただ し、六十万円を限 度とする。
-----------------------------------	--	---------------------------------	---	---

表産業労働部の部自動車関連企業自立化促進支援補助金の項、岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の項及び岡山県雇用維持緊急助成金の項を削る。

◎岡山県告示第三百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成三十年五月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まごのて村デイサービス「さくら庵」

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町箕輪六五六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

まごのて村株式会社

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町箕輪六五六番地一

三 指定年月日

平成三十年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一〇五三

五 サービスの種類

通所介護

平成30年5月25日 岡山県公報 第11993号

〔二七〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン笠岡店

所在地 笠岡市笠岡字大磯一〇六一三

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社エディオン

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

3 変更事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）デオデオ笠岡店

（変更後）エディオン笠岡店

4 変更年月日

平成二十四年十月一日

二 届出年月日

平成三十年五月十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年五月二十五日から同年九月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔二七一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（中山間地域総合整備 美咲地区 第九工区（延坂））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 美咲地区 第九工区（延坂））変更計画書

二 縦覧の期間

平成三十年五月二十五日から同年六月十五日まで

三 縦覧の場所

美咲町役場

平成30年5月25日 岡山県公報 第11993号

(二七二) 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央五丁目一三―一二一、真壁字中溝三三八―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目一三―一五ロジュマン吉備の里A一〇二

森 啓

森 美紀

三 許可番号

岡山県指令建指第三六一号

平成30年5月25日 岡山県公報 第11993号

(二七三) 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央五丁目一三一一二二、真壁字中溝三三八一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一三一一一サンルームひまわり二〇二号

守安 伸聡

守安由加里

三 許可番号

岡山県指令建指第三号

〔二七四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字川淵一二七七―四、字三所一二八九―三、一三〇―一、一三〇―

一二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市笹沖一〇三五―一

株式会社岡住

代表取締役 山田 惠章

三 許可番号

岡山県指令建指第二五五号

〔二七五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十年五月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字川淵一二七七―四、字三所一二八九―三、一三〇一―一、一三〇一―一二

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市笹沖一〇三五―一

株式会社岡住

代表取締役 山田 恵章

五 許可番号

岡山県指令建指第二五五号

◎岡山県選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成三十年五月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等

の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

立憲民主党岡山県連合

高井崇志

井上信也

岡山市北区野田二一七一一二一〇一

〇 平成三〇・四・一六

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

青山けい後援会

青山慶

青山慶

美作市英田青野九一六一

平成三〇・四・三

今西ひろやす後援会

今西通好

今西宏康

和气郡和气町衣笠八三一一二一一〇八

〃 四・一六

大舌勲後援会

森本潔

倉田光二

井原市野上町五九二四

〃 四・五

佐藤博文後援会

佐藤昭督

佐藤伸子

都窪郡早島町前潟九一

〃 四・二六

田口豊作後援会

古松国昭

古松武代

備前市日生町寒河二五八七

〃 四・三

根木一後援会

根木一

根木智美

都窪郡早島町早島四一七一七一七

〃 四・一一

◎岡山県選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年五月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県支部連合会	福田通雅	会計責任者の氏名	福田通雅	夏目浩子	平成三〇・四・三

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
岡山県税理士政治連盟	富山敬介	代表者の氏名	富山敬介	桑原一	平成二九・九・八
〃	〃	会計責任者の氏名	富山敬介	桑原一	〃
幸福実現党岡山県本部	田部雄治	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	平成三〇・四・二
玉野をマグロ、ウナギでよくする会	山本俊政	会計責任者の氏名	福田通雅	宮本恵理	〃
萩原誠司後援会	池田篤	主たる事務所の所在地	美作市朽木三〇九一	美作市栄町六八	〃

◎岡山県選管告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十年五月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

青山けい後援会

青山 慶

平成三〇・四・三

岡見ただし後援会

升田 忠行

〃 四・二五

岡山県中小企業連絡会

中司 正

平成二九・一二・三一

TR Y 2 1

中山 重夫

平成三〇・四・二七

水田貴博後援会貴輝会岡山支部

徳永 祐一郎

〃 四・二

◎岡山県選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成三十年五月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
根木 一	早島町議会議員	根木一後援会	都窪郡早島町早島四一七一―一七	平成三〇・四・九

◎岡山県教育委員会告示第四号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第十九条第七項の規定により、岡山県指定重要無形文化財の保持者の認定を次のとおり解除した。

平成三十年五月二十五日

岡山県教育委員会

一 指定番号 無第三四号

二 認定年月日 平成七年四月七日

三 種別 重要無形文化財（工芸技術）

四 名称 木工芸

五 保持者の住所、氏名及び生年月日

倉敷市水江

林 文男（号 鶴山）

昭和二年七月二十九日生

六 解除年月日及び理由

平成三十年二月十九日 保持者死亡のため

平成30年5月25日 岡山県公報 第11993号

◎岡山県公安委員会告示第七十九号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成三十年五月二十五日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

- 1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日 時	場 所
平成三十年七月九日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年七月十日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年七月十六日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年七月十九日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年七月二十三日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

平成30年5月25日 岡山県公報 第11993号

午後一時	平成三十年七月二十五日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成三十年七月三十日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前十時	平成三十年八月六日(月)	
午後一時	平成三十年八月八日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成三十年八月十三日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前十時	平成三十年八月二十日(月)	
午後一時	平成三十年八月二十四日(金)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成三十年八月二十七日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成三十年八月三十日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成三十年九月三日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

平成30年5月25日 岡山県公報 第11993号

2 フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。）

日 時	場 所
平成三十年七月二日（月） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成三十年七月四日（水） 午前九時	
平成三十年九月五日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成三十年九月十一日（金） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成三十年九月十七日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一 倉敷国際射撃場
平成三十年九月二十三日（木） 午後一時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一 倉敷国際射撃場
平成三十年九月三十日（月） 午前十時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成三十年九月五日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場

平成30年5月25日 岡山県公報 第11993号

午前九時 平成三十年八月二十日(月)	午前九時 平成三十年八月八日(水)	午前九時 平成三十年八月六日(月)	午前九時 平成三十年八月一日(水)	午前九時 平成三十年七月三十日(月)	午前九時 平成三十年七月二十五日(水)	午前九時 平成三十年七月二十三日(月)	午前九時 平成三十年七月十八日(水)	午前九時 平成三十年七月十一日(水)	午前九時 平成三十年七月九日(月)
-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------

3 スキート射撃（クレイがセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

平成三十年八月二十二日（水） 午前九時	平成三十年八月二十七日（月） 午前九時	平成三十年八月二十九日（水） 午前九時	平成三十年九月三日（月） 午前九時	平成三十年九月五日（水） 午前九時	平成三十年九月十日（月） 午前九時	平成三十年九月十二日（水） 午前九時	平成三十年九月十九日（水） 午前九時	平成三十年九月二十六日（水） 午前九時

平成30年5月25日 岡山県公報 第11993号

日 時	場 所
平成三十年七月六日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年七月十日(火) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年七月十三日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年七月十九日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年七月二十日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年七月二十五日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年七月二十七日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年八月三日(金) 午前十時	
平成三十年八月八日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年八月十日(金)	倉敷市福田町浦田七四〇―一

平成30年5月25日 岡山県公報 第11993号

平成三十年九月二十一日(金)	午後一時	倉敷市福田町浦田七四〇―一
平成三十年九月二十一日(金)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年九月十四日(金)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年九月十三日(木)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年九月七日(金)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年九月五日(水)	午後一時	
平成三十年八月三十日(木)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年八月二十四日(金)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年八月二十四日(金)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年八月十七日(金)	午前十時	倉敷国際射撃場

平成30年5月25日 岡山県公報 第11993号

午前十時	倉敷国際射撃場
平成三十年九月二十八日(金) 午前十時	

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地在管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日であることを定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成30年5月25日 岡山県公報 第11993号

◎岡山県公安委員会告示第八十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成三十年五月二十五日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種
ライフル銃
- 二 講習の日時及び場所

日 時	場 所
平成三十年七月三日（火） 午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成三十年七月三日（火） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成三十年七月十日（火） 午前九時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成三十年七月十七日（火） 午前九時	
平成三十年七月二十四日（火） 午前九時	
平成三十年八月七日（火） 午前九時	
平成三十年八月七日（火）	真庭市仲間一八一六

平成30年5月25日 岡山県公報 第11993号

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前

午前九時	平成三十年八月二十一日(火)	湯原国際射撃場
午前九時	平成三十年八月二十八日(火)	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
午前九時	平成三十年九月四日(火)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午前九時	平成三十年九月十一日(火)	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
午前九時	平成三十年九月十八日(火)	
午前九時	平成三十年九月二十五日(火)	

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

◎岡山県労働委員会告示第二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成三十年五月二十五日

岡山県労働委員会

会長 鷹取 匡

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

区分	氏名	職業（又は前職）	委嘱の日付	労働委員会		
				公益委員	労働者委員	委員
	鷹取 司	弁護士	平成28年11月28日			
	西田 和弘	岡山大学院法務研究科教授	平成28年11月28日			
	山田 加寿子	特定社会保険労務士	平成28年11月28日			
	妻鹿 安希子	弁護士 岡山大学院法務研究科准教授	平成28年11月28日			
	濱田 陽子	岡山大学法学部准教授	平成28年11月28日			
	宮本 ひとみ	(岡山県教職員組合副執行委員長)	平成28年11月28日			
	木下 幸男	運輸労連特別執行委員	平成28年11月28日			
	阪口 林	連合岡山副事務局長	平成28年11月28日			
	古林 久和	自治労岡山県本部執行委員長	平成28年11月28日			
	森原 功裕	U・Aゼンセン岡山県支部支部長	平成30年5月10日			

事務局長職員	任用者		中国精油株式会社顧問	平成28年11月28日
	片山浩子	小野敏行		
小倉誠二	梶原康彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	平成28年11月28日	
	横山圭介	横山石油株式会社代表取締役社長		
白神達夫	石田敦志	株式会社イシダ代表取締役	平成28年11月28日	
	小倉誠二	岡山県労働委員会事務局長	平成29年4月13日	
新堂俊文	白神達夫	岡山県労働委員会事務局長次長	平成30年4月12日	
	新堂俊文	岡山県労働委員会事務局総括参事	平成30年4月12日	